

ミクロネシア地域における海上保安機能の強化に関する共同議長声明
(日本語訳)

－2010年3月2日・東京－

1 日本財団と笹川平和財団は、2009年7月にマーシャル諸島共和国マジュロにおいて開催された第9回ミクロネシア大統領サミットの際に取りまとめられた共同コミュニケに基づき、第1回目となるミクロネシア地域における海上保安機能の強化に関する官民共同会議（以下「官民共同会議」という。）を、2010年3月2日にホテルニューオータニ東京において開催した。

2 官民共同会議の議長は、笹川平和財団とパラオ共和国、ミクロネシア連邦及びマーシャル諸島共和国（以下「ミクロネシア3国」という。）の代表者が共同でこれを務めた。官民共同会議には、日本財団、笹川平和財団及びニッポン・マリタイム・センターに加え、ミクロネシア3国、オーストラリア、日本及びアメリカ合衆国の代表団のほか、オブザーバーとしてニュージーランドが出席した。

3 官民共同会議は、ミクロネシア3国による海上保安機能に関する現状報告とともに、ミクロネシア3国への笹川平和財団による実地調査団の調査報告書に示された海上保安機能の強化に関する支援策について確認した。

4 官民共同会議は、ミクロネシア3国における海上保安機能の創設と強化に関するオーストラリアとアメリカ合衆国によるこれまでと今後における取組、特にパシフィック・パトロールボート・プログラムの実施を通じた取組について確認するとともに、これを賞賛した。

5 官民共同会議は、オーストラリア及びアメリカ合衆国から提起された笹川平和財団から説明された支援策に関する技術的詳細、特に供与される小型艇の適切な維持管理と地域調整センターの機能に関するコメントについて確認した。

6 官民共同会議は、関係する全ての国とNGOとの調整の下、持続的であり、既存施策との重複を回避し、かつ、ミクロネシア3国に対し実質的なセキュリティ上の便益をもたらすミクロネシア3国の海上保安能力の強化に関する諸

施策（以下「諸施策」という。）をさらに充実させるとの笹川平和財団の取組がさらに発展されるべきことを歓迎した。

7 官民合同会議は、次の事項について合意した。

7. 1 諸施策は、全ての関係国・団体からの専門家が出席する 2010 年 6 月上旬にグアムにおいて開催される予定の第 2 回官民合同会議において更にその詳細が検討されること。

7. 2 諸施策は、2010 年第 4 四半期にパラオ共和国において開催される最終の官民合同会議において決定されること。

7. 3 官民合同会議は、ミクロネシア 3 国の海上保安機能の強化に向けた政府間協力など様々な協力の実施を確保するため、引き続き存続すること。